

中小企業に影響する 新「会社法」のポイント

新「会社法」の狙い ——— 明治32年以来の大改正で変化に対応

平成12年以降、わが国の企業をめぐる経営環境の激変、すなわち国際化やIT化、資金調達方法の変化等に対応するために、何度か商法改正が行われてきました。今回は、その総仕上げとして、カタカナ文語体の条文を「現代語化」（ひらがな口語体）し、さらに会社に関する複数の法律（商法特例法、有限会社法等）を統合して「会社法」として独立させ、個々の企業が経営環境の変化に対して柔軟に対応できるように、会社制度の見直しが図られました。明治32年の商法成立以来の大改正ともいわれています。中小企業に大きな影響があると予想される主な改正内容は下表のとおりです。

表1 新「会社法」新旧対照表

旧（施行前）		新（施行後）
設立できる会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社	株式会社、合名会社、合資会社、 合同会社（日本版LLC）
最低資本金規制	株式会社：1,000万円以上 有限会社：300万円以上	制限なし
発起設立の払込金 保管証明	必要	銀行等の残高証明でよい
会社の機関設計	（基本的な形態） 株式会社： 株主総会＋取締役会＋監査役 有限会社： 社員総会＋取締役会（＋監査役）	株式譲渡制限会社では、 取締役会の設置が任意になる 。株主総会＋取締役（最低1名）も可 その他
取締役・ 監査役の 人数・任期	取締役	3人以上、任期2年が原則 株式譲渡制限会社は1人以上で、 任期は最長10年まで延長可
	監査役	1人以上、任期4年が原則 株式譲渡制限会社は 設置は任意、 任期は最長10年まで延長可
会計参与		新設。すべての株式会社に設置可能
株主総会の 招集	招集通知の発送	取締役会を置かない会社： 会日の1週間前 （定款で短縮可能）
	招集通知の手段	取締役会を置かない会社： 書面等以外の方法でも可能
	招集通知の形式	取締役会を置かない会社： 会議の目的事項の記載不要、 計算書類等の添付も不要
株主総会で決定できる事項	株式会社：法令や定款で決められた事項 有限会社：すべての事項	取締役会を置かない会社： すべての事項が決定できるように規制を緩和 （株主総会の権限強化）

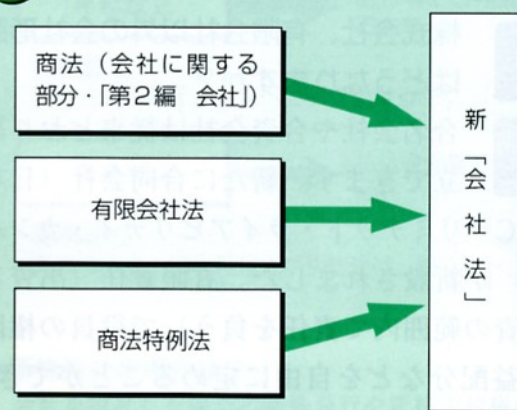
キーワード①

◆会社法

以前から「会社法」という名前の法律があったわけではなく、営利を目的とする法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社）を規制するいくつかの法律を総称して「会社法」と呼んでいました。

今回の商法改正では、会社に関連する複数の法律を一つに統合して、新たに「会社法」という独立した法律が制定されます。平成18年4月から施行される予定です。

図1



1. 会社の形態 — 株式会社への一本化で有限会社はなくなる？

(1) 有限会社が新たに設立できなくなる

Q

有限会社がなくなって株式会社に一本化されると聞きました。現在の有限会社はどうなるのですか？

A

新「会社法」では、新たに有限会社の設立はできなくなります。ただし現存する140万社にのぼる有限会社については、そのまま存続できる経過措置が定められました。今後、有限会社には次の選択肢があります。

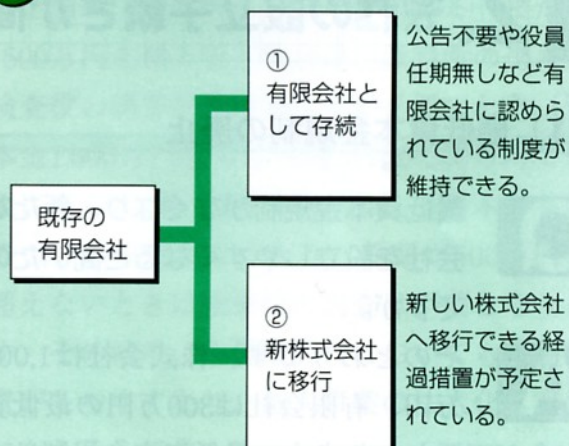
①新「会社法」施行後も有限会社そのまま存続する

ただし経過措置が時限的なものになると、将来、株式会社に移行しなければならない可能性が全くないとは言えません。

②新「会社法」施行と同時または施行後に株式会社へ移行する

今回、最低資本金規制が撤廃されるので資本金の増額は必要ありません。新株式会社になると、任期のなかった取締役任期が生じ、決算公告も必要になりますが、会社の対外的な信用度は高まります。

図2



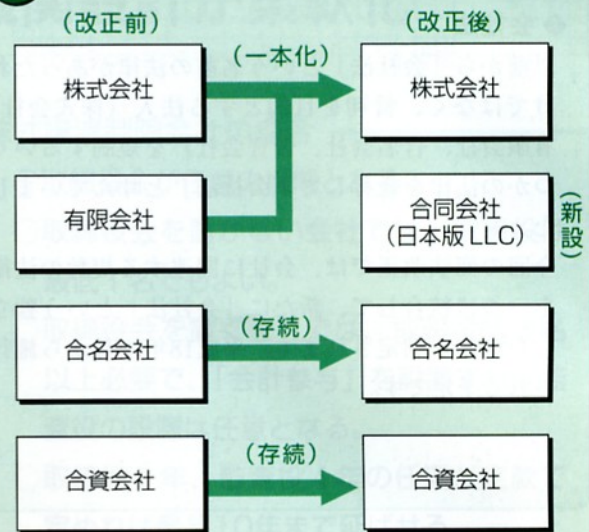
(2) 合同会社（日本版LLC）の新設

Q 株式会社、有限会社以外の会社形態はどうなりますか？

A 合名会社や合資会社は従来どおり設立できます。新たに合同会社（日本版LLC＝リミテッド・ライアビリティ・カンパニー）が新設されました。有限責任（出資者が出資の範囲内で責任を負う）で役員の権限や利益配分などを自由に定めることができ、取締役、監査役の設置も不要です。高い技術や特許等をもつ個人やベンチャーなどが起業しやすい会社形態として注目されています。

* 米国では過去10年間にIT関連、金融等の分野で80万社のLLCが設立され活躍している。

図3 改正後に設立可能な会社



2. 会社の設立手続きが簡素化される — 1円でも株式会社が設立できる

(1) 最低資本金規制の廃止

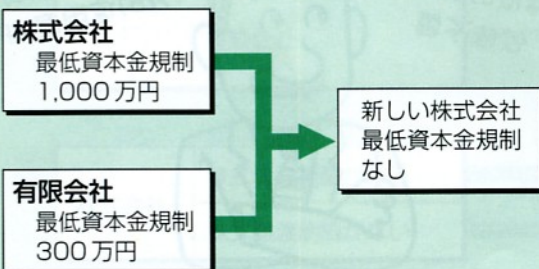
Q 最低資本金規制がなくなり、新たな会社を設立しやすくなると聞いたのですが。

A そのとおりです。株式会社は1,000万円、有限会社は300万円の最低資本金が不要となります。最低資本金規制はなくなりますが、あくまでも資本金の最低基準がなくなるというだけで、資本金制度そのものがなくなるわけではありません。

1円で設立した会社はどうなる？

平成15年2月に施行された新事業創出促進法の特例によって、時限的に一定の条件のもとで、最低資本金規制を受けず1円でも株式会社・有限会社を作ることができましたが、この時限立法が廃止され、これによって設立された会社（確認会社）はそのまま存続できると思われます。

図4



Q

最低資本金の廃止以外では、どのような点が簡素化されたのですか？

A

会社設立時にチェックする必要のあった類似商号に関する規制が撤廃されるほか、「発起設立」の際の払込金保管証明が不要になり、現物出資による会社設立が容易になるなどの改正がなされています。

(2) 類似商号の規制が撤廃

同一市町村内において同一の営業目的で同一または類似した商号は登記できないとの規制が撤廃されます。これまでは、登記に際して類似商号の有無等を調べる作業が必要でしたが煩雑な割に、保護範囲が同一市町村のみに限定されるなど、実質的な意味が薄いことから廃止されるものです。今後自社の商号と紛らわしい名前を使った会社から損害等を受けた場合には、登記の有無に関係なく、不正競争防止法等に基づいて、誤認を招いている客観的事実を立証すればよいので、訴訟を提起しやすくなります。

なお、他の会社と同一住所、同一商号の登記はできなくなります。さらに会社の目的にかかわる表現の審査も緩やかになり、包括的な記載も認められます。

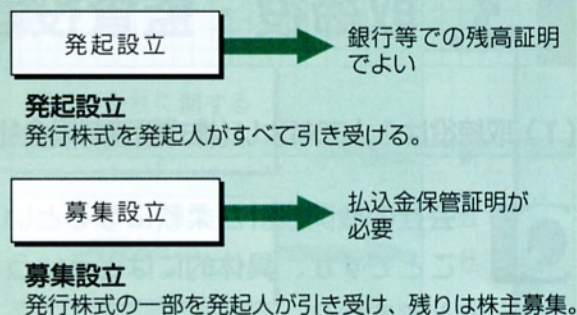
(3) 発起設立の「払込金保管証明」が不要に

株式会社を設立する場合、法務局での設立登記に際して、株式会社に出資する金額が正しく払込取扱機関に払い込まれていることを示す「払込金保管証明」が必要でした。しかし新「会社法」では、発起設立の場合は払込金保管証明は不要で、銀行等での残高証明でよいことになります。

これによって、設立手続きがより簡便になり、また設立日までその資金を使用できないといったこともなくなります。

なお募集設立の場合には、現行どおり払込金保管証明が必要となります。

図5



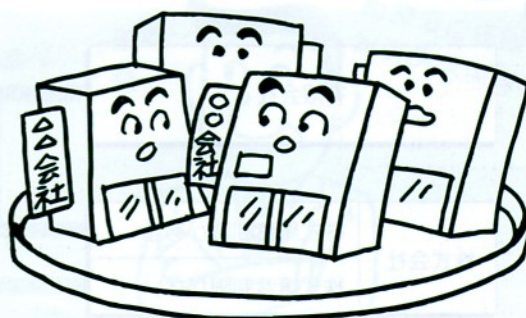
* 新株発行の場合は？

会社を設立した後での新株発行や新株予約権の行使による新株発行に伴う変更登記の際の払込取扱機関への金銭の払込証明についても、銀行等での残高証明でよいことになります。

(4) 現物出資による会社の設立が容易に

現物出資、すなわち金銭以外の財産を出資して会社を設立する場合には、その現物出資の金額が「資本の5分の1を超える」または「500万円を超える」場合は、裁判所の選んだ検査役の調査を受けることが必要でした（資本金1,000万円ならば現物出資が200万円の対象になる）。新「会社法」では、「資本の5分の1」の規制がなくなり、総額が500万円を超えないときは検査役の調査は不要となります。その結果、小規模会社においても現物出資がしやすくなり、個人事業の法人化も容易になりそうです。

類似商号の規制撤廃



3. 取締役・監査役等の機関設計が柔軟化

(1) 取締役は1人でもよい(株式譲渡制限会社)



会社の機関設計が柔軟になるということですが、具体的にはどういうことですか？



会社の機関とは、取締役・取締役会、監査役・監査役会、会計参与・会計監査人、株主総会などを指します。これらの機関を組み合わせることを機関設計と言います。特に、定款に「すべての株式の譲渡について取締役会の承認を要する」と定めている「株式譲渡制限会社」（多くの中小企業が該当します）では選択肢が広がり、会社の実情やレベルに合わせて設計できるようになりました。



当社も「株式譲渡制限会社」ですが、機関設計の選択肢が広がったとは具体的にどういうことですか？



従来、義務づけられていた取締役会の設置が任意になります。取締役会を置かない場合は、取締役の人数は最低1名でもよいとされました。取締役会を置く場合は取締役は3名以上必要です。

任期についても、従来は取締役2年、監査役4年でしたが、定款で定めれば、各々最長10年まで延ばせることになりました。

株式譲渡制限会社の場合

- 取締役会が任意の機関となる。
- 取締役会を置かない会社では、取締役は最低1名でもよい。
- 取締役会を置く会社では、取締役は3名以上必要で、「会計参与」を設置すれば監査役の設定は任意となる。
- 取締役2年、監査役4年の任期が定款で定めれば最長10年まで延ばせる。

なお中小企業が選択できる会社の機関設計は表2（7頁）のとおりです。

キーワード②

◆ 株式譲渡制限会社

好ましくない者が株主になることを防ぐために、定款に「株式の譲渡については取締役会の承認を要する」旨を定めて、会社の承認がなければ株式を譲渡できないように制限している会社を指します。新「会社法」では、「すべての株式について譲渡制限規定を設けている会社」をいいます。



図6

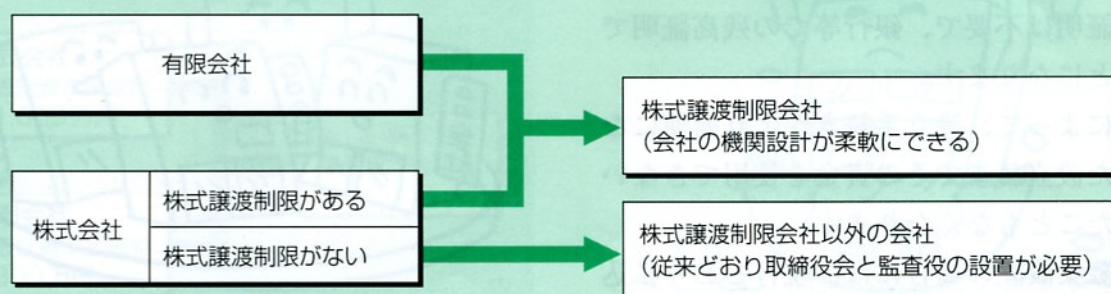


表2 中小企業が選択可能な会社の機関設計

「○」印は選択可能、「×」印は選択不可です。

会社の機関設計の種類（例）	株式譲渡 制限会社	株式譲渡制限 会社以外の会社	備 考
① 株主総会＋取締役	○	×	現在有限会社で認められている
② 株主総会＋取締役＋監査役	○	×	
③ 株主総会＋取締役＋監査役＋会計監査人	○	×	新しい株式会社に認められる
④ 株主総会＋取締役会＋会計参与	○	×	
⑤ 株主総会＋取締役会＋監査役	○	○	現在の株式会社に認められている
⑥ 株主総会＋取締役会＋監査役会	○	○	新しい株式会社に認められる
⑦ 株主総会＋取締役会＋監査役＋会計監査人	○	○	

* 株式譲渡制限会社の中小企業は、④以外でも会計参与を任意に設置できます。

(2) 株主総会の重要性が高まる

Q 取締役会を設置しない場合、会社にとって重要なことはどこで決めたらいいのでしょうか？

A いかなる事項も株主総会で決議します。各取締役への監督機能も株主総会が果たすなど、その権限が強まります。そこ

で株主総会を開催しやすくするために次のような改正が行われています。

- ① 株主総会の招集通知は会日の1週間前（定款で短縮可能）までに通知すればよく、招集通知は書面等によらなくてもよくなります。
- ② 開催場所も、「本店所在地またはその隣接地」という制限が廃止され、任意に決められます。
- ③ 株主には単独での議案提案権が認められます。

4. 会計参与制度が創設される

Q 「会計参与」制度とはどのような制度ですか？

A 「会計参与」は、株式会社が任意に設置できる新たな機関です。会計参与になれるのは、会計に関して専門的識見を持つ税理士（税理士法人を含む）、公認会計士（監査法人を含む）です。会計参与は、その会社の取締役・執行役と共同して、計算書類を作成し、また保存し、株主や会社債権者に開示することがその職務です。専門家が計算書類の作成に関与することによって、中小企業の計算書類の信頼性を高めることを目指して創設されるものです。

会計参与を置く会社は、定款で会計参与を置く旨、規定する必要があります。選任は、

株主総会でされます。任期は原則として2年、定款で定めれば10年まで延ばせます。（委員会設置会社は任期1年）

* 株式譲渡制限会社では、取締役会を置いた場合、監査役を置く必要がありますが、この監査役の代わりに会計参与を置いてもよいとされています。監査役のある会社でも会計参与を同時に置くこともできます。なお会計参与の役割などは、表3のとおりです。

表3 会計参与の役割など

役 割	取締役と共同して決算書等の計算書類を作成し、株主総会で必要に応じて計算書類について説明する。
資 格	税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人
兼 業 禁 止	株式会社またはその子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人または支配人その他使用人を兼ねることはできない。
選任方法 など	株主総会で選任し、その任期や報酬については取締役と同様の規律に従う。（選任は登記事項）

5. その他の改正事項

(1) 適時に正確な帳簿を作成すること

Q ほかに中小企業経営に影響のありそうな改正事項はありますか？

A 商法の総則と新「会社法」の双方に、「商人は、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表）を作成しなければならない」と明文化されました。ここでいう「適時に」とは、記録すべきことが起こったら速やかに記帳しなさいということです。さらに裁判所の職権で、訴訟の当事者に商業帳簿の提出を求めることができる、とされました。

日々の記帳の重要性がますます高くなったといえるでしょう。

(2) 株券は原則不発行に

定款によって株券を発行しないことを定めることができるとされていますが、新「会社法」では原則不発行となり、定款に定めがある場合にのみ発行できることとされます。また、株式譲渡制限会社においては、定款に株券発行を定めていても、株主から請求があるまでは、株券を発行しなくてもよいことになります。

適時に正確な帳簿の作成が重要です。



キーワード③

◆ 定款

会社を設立する際には、会社の基本的なルールを定めた「定款」が必要です。設立時の定款は公証役場で認証を受ける必要がありますが、その後、株主総会で変更した際には、認証の必要はありません。新「会社法」では、定款で会社機関の設計の変更ができるなど、定款の重要性が非常に高まりました。今後は経営戦略や、環境変化に応じて、定款を検討することが必要な時代になります。



(3) その他の主な改正事項

- これまでは、株式会社が譲渡制限を設けていても、相続や合併の際にはその規制は及ばず、会社の承認なしに株式移転ができました。新「会社法」では、定款で定めれば、相続等による移転についても「会社の承認」が必要と定めることができるようになりました。
- 株式譲渡制限会社において、議決権制限株式の発行上限は2分の1との規制がありましたが、これが撤廃されました。
- 会社が自己株式を取得する際に、市場取引、公開買付け以外の方法による自己株式の取得手続きが設けられます。
- 株主に対する剰余金分配を株主総会の決議でできるようになります。ただし、純資産額が300万円未満の場合は、分配はできません。

*本誌は、平成17年5月17日に衆議院を通過した会社法案等をもとに作成しています。